

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：社会教育部社会教育課 No.002

処 分 名	図書館資料の貸出の停止
処 分 の 概 要	館外利用者が貸出期間終了後 60 日を経過しても資料を返却しない場合は図書館資料の新たな貸出しを停止します。
根拠条例等・条項	春日部市立図書館条例施行規則 (平成 17 年教育委員会規則第 7 号) 第 5 条第 3 項
処 分 基 準	館外利用者が貸出期間終了後 60 日を経過しても資料を返却しない場合は図書館資料の新たな貸出しを停止します。
設 定 年 月 日	平成 23 年 10 月 25 日 (最終改正：平成 26 年 4 月 1 日)
備 考	

■春日部市立図書館条例施行規則

(貸出期間等)

第5条 貸出しを受けることができる図書館資料の貸出期間及び貸出数量は、別表第1のとおりとする。ただし、春日部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは、この限りでない。

2 教育委員会は、図書館資料の館外利用をしている者（以下この条において「館外利用者」という。）が、別表第1に規定する貸出期間終了後30日以内に図書館資料を返却しない場合は、春日部市立図書館資料返却通知書（様式第3号）により当該館外利用者に通知するものとする。

3 教育委員会は、館外利用者が別表第1に規定する貸出期間終了後60日を経過してもなお図書館資料を返却しない場合は、条例第6条第2項の規定により当該館外利用者への図書館資料の新たな貸出しを停止することができる。ただし、当該館外利用者が未返却の図書館資料の全てを返却した場合は、貸出停止を解除するものとする。

4 教育委員会は、前項本文に規定する貸出停止を行う場合は、春日部市立図書館資料貸出停止通知書（様式第4号）により館外利用者に通知するものとする。

一部改正〔平成29年3月29日教委規則4号〕

根拠条例及び
関係例規等の抜粋